

伊丹市立北部学習センター空調設備他改修工事の請負契約を締結することについて

伊丹市立北部学習センター空調設備他改修工事施工のため，別記のとおり請負契約を締結する。よって，議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年伊丹市条例第12号）第2条の規定により，議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

記

1 工事の名称及び位置

名称 令和5年度伊丹市立北部学習センター空調設備他改修
工事

位置 伊丹市北野4丁目30番地

2 契約の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の
規定による一般競争入札

3 契約金額

金371,404,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金33,764,
000円）

4 契約の相手方

住所 伊丹市北本町2丁目255番地

名称 伊丹産業電設株式会社

代表者 代表取締役 北嶋 太郎

(参 考)

工事の概要

1 工事範囲

- (1) 空調設備改修工事
- (2) 電気設備改修工事
- (3) 上記に伴う建築工事

2 工期

契約締結の日から令和6年7月12日まで